

令和3年度 第2回静岡県多文化共生審議会 議事録

令和3年10月20日（水） 午後3時から午後5時まで
静岡県庁別館9階特別第1会議室

出席委員（13名） 田平 相川 アンジェラ 明美、池上 重弘、王 萱、北河 実則、
小林 利彦、斉藤 薫、酒井 公夫、坂本 勝信、鈴木 宏征、高畑 幸、
田中 恵子、土屋 真理、奈良 直紀

（事務局）

皆様、定刻となりましたので、ただ今から令和3年度、第2回静岡県多文化共生審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変御多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

まず、開会に当たりまして、県の出席者を御紹介いたします。

くらし環境部、市川部長でございます。

くらし環境部多文化共生担当河森理事でございます。

私は、本日の司会を務めます、多文化共生課の緒方と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

なお、出野副知事につきましては、大変申し訳ございませんが、本日、所用により欠席でございます。副知事からは、次期多文化共生推進基本計画の策定につきまして、御審議をよろしく願いいたしますと伝言を預かっておりますのでお伝えいたします。

次に、本日の審議会ですが、静岡県の情報提供の推進に関する要綱の規定に基づきまして、公開となりますことを御了承願います。

次に、本日の委員の出席状況を御報告いたします。

榊原委員、ラクスマ委員につきましては、都合により欠席との連絡を頂いております。

斉藤委員、坂本委員、鈴木委員につきましては、オンラインによる出席となります。

従いまして、委員15名中過半数の13名の方に御出席いただいておりますことから、静岡県多文化共生推進基本条例第16条第2項に基づきまして、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、ここからの議事進行は酒井会長をお願いいたします。

よろしく願います。

（酒井会長）

どうも、皆さま改めまして、こんにちは。

お忙しい中を、お集まりいただきましてありがとうございます。

今回も、実質開催とオンライン併用で、ハイブリッドという形でございます。

オンラインで御参加の 斉藤委員・坂本委員・鈴木委員 ありがとうございます。

オンラインがなければ恐らく御参加いただけないものと思いますので、やはりハイブリッドでやれるということは良いことだなあと思う所でございます。

御存じのとおりコロナの感染が大分収まってまいりまして、私も地元で人を運ぶ仕事、電車バスに関わっておりますので、動向が本当に、この感染具合を敏感に感じ取っておりますね動くわけでございまして。

第5波と言われているときは、本当に人の動きが止まってしまったわけでございます

けど。感染が少なくなるにつれて徐々に戻ってきた。それで10月1日を境に、本当にその回復の感度が上がってきた、というような状況でございます。

ただ、そうは言いましても元の状況には全く戻らない状況でございますので、世の中全体が元に戻るというのは、有り得ないんだろうなど。いろんな意味で違う世の中になっている、ということ为前提に、いろんな議論をしなくちゃいけないと、痛切に感じるところでございまして、この多文化共生の議論も同じであろうと思っております。本日は既に議事として、お示ししてありますとおり、次期、次の『ふじのくに多文化共生推進基本計画』の策定ということで御議論いただきます。

皆さん、皆様方の専門知識、あるいは経験、普段生活されてる中での要望等、いろいろな局面から御発言いただければ、有り難いと思うところでございます。

しばらくの間、よろしく願いいたします。

それでは、まず議事の1でございます。

先ほどお話ししましたとおり、次期、次のふじのくに多文化共生推進基本計画の策定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

多文化共生課長の長谷川です。

次第と出席者名簿をめぐっていただきますと、ふじのくに多文化共生推進基本計画案概要版となりますのでそちらの資料を御覧ください。

まず、次期計画の基本的な考え方ですが、本県の多文化共生を取り巻く現状や社会情勢の変化及び静岡県文化共生推進基本条例の趣旨を踏まえ、外国人県民を含むすべての県民が安心して暮らし活躍できる多文化共生社会の実現を目指すというものです。計画期間は、2022年度から2025年度までの4年間です。

次に、現計画策定時である2016年から2021年までの主な社会情勢等の変化について御説明いたします。

概要版とともに、別冊のふじのくに多文化共生推進基本計画案の2ページを御覧ください。

最初に、外国人県民の状況ですが、その人数は1.25倍になり、中でもベトナム人が2.7倍に急増するなど、外国人県民が増加しただけでなく、出身国や在留資格などの属性の変化が見られます。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度は前年より約500人減少して、99,629人となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、外国人県民への情報提供や医療機関等におけるコミュニケーションの問題がクローズアップされています。

計画案4ページから7ページにかけて、市町別の在留外国人の状況や児童制度に関わる統計を掲載しております。

計画の8ページの(2)のとおり、国においても、多文化共生社会の実現に向けた様々な動きが挙げられています。

計画案10ページの2段目のとおり、特定技能の創設に伴う新たな外国人労働者の受入れのため、2018年12月に外国人材の受入れ共生のための総合的対応策を策定し、以降3回改定が行われています。

また、2019年6月に日本語教育の推進に関する法律が施行され、本県においても、市町の協力を得ながら、地域日本語教育の推進に取り組んでいるところです。

次に、次期計画の基本目標及び施策の柱について御説明いたします。

計画案の13ページを御覧ください。

基本目標は、静岡県内に居住する外国人及び日本人が相互に理解し合い、誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生

社会の実現を目指すとしています。

次期計画案には、相互に理解し合い、誰一人取り残されることなくという文言を追加いたしました。

そして、基本計画の基本目標を達成するため「1 多文化共生意識の定着」「2 コミュニケーションの支援」など7つの施策の柱を掲げています。

また、施策の種別ごとに、それぞれの施策の柱を「共通」「安心」「活躍」の3つに分類しています。

政策の柱の具体的な内容となる施策の方向性と取組につきましては、概要版の次ページ及び、計画案の14ページ以降を御覧ください。

まず、「1 多文化共生意識の定着」では、日本人県民と外国人県民とが、お互いを理解し合う機会の創出や地域日本語教育を通じた多文化共生の場づくりを推進いたします。

計画案16ページの取組1のとおり、すべての県民の皆様がどこに住んでいても、異文化理解の学びの場に参加できるように、外国人が多く住んでいない地域や、大人向けの講座の開催を推進いたします。

「2 コミュニケーションの支援」では、「やさしい日本語」の活用促進及び地域日本語教育の体制構築を進めてまいります。

また、本年9月に開設をしました、静岡県多言語情報ポータルサイトかめりあ①を活用した情報提供を推進いたします。

計画案18ページの取組1及び取組2に記載のとおり、企業における「やさしい日本語」の普及や外国人従業員のための日本語教室の設置を促進いたします。

「3 危機管理体制の強化」では、感染症や防災情報の周知、防犯や交通安全対策の推進及び相談体制を整備いたします。

計画案の20ページのとおり、(3) 指標の一つとして、「外国人を雇用する企業等と連携した防災出前講座の開催回数」を掲げており、企業との連携が不可欠です。

また、取組1のとおり、感染症や大規模災害発生時に、外国人県民が「やさしい日本語」や、多言語で必要な情報が入手できるように体制を整備してまいります。

「4 生活支援の充実」では、相談体制の整備や、外国人県民が医療、保健福祉などのサービスを受けることができるよう支援の充実を図ります。

特に、コロナ禍における教訓として、外国人県民が医療に関する情報や安心して医療機関に受診できるようにしていく必要があります。

計画は23ページの(3)の指標に、「県の電話医療通訳事業により、外国人患者受入環境を整備した医療機関」を掲げ、医療に関する指標を設定いたしました。

また、24ページの取組2の最下段に、外国人の高齢化を踏まえた取組を記載しております。

「5 外国人の子供の教育環境の整備」では、就学促進、学びの継続のための、指導体制の確保やキャリア形成等への支援を充実します。

特に、計画案26ページの取組1のとおり、就学状況の調査や、就学促進の取組を継続するとともに、適切な日本語教育を受けることができる体制を充実します。

また、取組2のとおり、将来を見据えた卒業後の進路選択ができるよう支援の強化を図ります。

「6 社会参画の促進」では、地域活動への参加の促進及び外国人県民が地域で活躍できる環境を整備します。

計画案28ページの取組1及び2のとおり、地域コミュニティにおいて、外国人県民が支援を受ける対象となるだけでなく、支援の担い手となるとともに、留学生を含めたすべての外国人県民が地域で活躍できるように支援を進めてまいります。

「7働きやすい環境の整備」では、職場内コミュニケーションの円滑化や適正な労働環境の整備、就業支援や能力開発を促進するとともに、相談体制の充実を図ります。計画案31ページの、取組2のとおり、農業や介護などの幅広い分野において、外国人県民が就業機会を得られ、活躍できるよう、出入国在留管理局や労働局などの国の機関や経済団体と連携し、支援を強化し、支援してまいります。

それでは、1ページの資料1及び計画案の33ページを御覧ください。

最後に、推進体制・目指す姿ですが、推進体制として、県の多文化共生推進本部、プロジェクトチームに加え、市町、県民、地域、企業等が連携協働し、「外国人よし」「地域よし」「企業よし」の三方よしの多文化共生社会を目指してまいります。

次に、資料の4ページ、資料の3を御覧ください。

計画策定に向けた今後のスケジュールについてです。

本日の会議において、委員の皆様から御意見を賜りました後、12月に県議会における審議を経て、来年1月にパブリックコメントにより、県民の皆様から意見を頂く計画です。

来年1月19日には第3回審議会を開催し、それまで頂いた意見等を調整し、反映させた計画案について御審議いただくこととしております。

庁内で最終的な調整を行った後、来年3月には、次期多文化共生推進基本計画を公表することとしています。

以上です。

（酒井会長）

ありがとうございました。

若干駆け足の感がありましたが、御説明いただきました。今日一番のメインは、いま御説明いただきました内容につきまして、皆様方の意見を頂くということでございますので、数多くの意見を頂戴できればと思っております。

それでは、いかがでしょうか。

御発言ある方、挙手いただいて、御発言を頂きたいと思います。

リモートで御参加の皆さんは、挙手いただいても結構ですし、ミュートを解除して御発言いただいても結構です。

いかがでしょうか。

土屋委員、よろしくどうぞ。

（土屋委員）

こんにちは、昔はフィリピン人だったんですけど、いま日本人になって、まだまだ日本の文化とか習慣とか分からない部分もあるんですが、心は日本人になりました。

たまたま今日は静岡駅を通るときに駅でこれを見かけて、ああすばらしいな、「静岡ガイド」があつてよかったなあと。外国人も、これからたくさん来ますから。そのパンフレットですね。開けたら、もう立派な、いろんなところを、静岡の中ですごいなあとという所、感動的な所が紹介されています。

ただ外国人に、もっともっとたくさんいい所、感動を伝えたいとか助けてくれるなら、これ、少しでも日本語以外の言葉も入れていただきたいですね。

もう、静岡に魅せられているから。私の友達もこっちに遊びに来て、本当に静岡が好きで、静岡に住みたいって。

外国人のためを思うなら、外国人旅行者とか。

こういうようなガイドブックは、英語も入れたものを置いていただきたいです。駅に。もう一つは、その困っている外国人のために、今、かめりあのパンフレットが有りま

すね、（パンフレット現物を手に）こういうの。

これもできれば車で、やってもらいたいです。多分、お金がかかるんですけど、知事に頼んで。

たまたま昨日、問題があって、カメルーンからの方で。もう何年間かこっちに住んでいるんですが、本当に困ってるんですよ。どこに相談に行ったらいいか分からない。結局こういうかめりあのパンフレットとか、やっぱり見えるところに有った方が良さなと感じました。私のような人はそんなに困らないですけど、来たばかりの外国人は、やっぱり、かなり困ってる人がいます。

私も、もう30年間、日本に住んでいます、そんな私でも困ったことを話しますね。私も、とうとう役員になることができました。静岡で、その住んでいる地域の組の役員です。私は、今一人で住んでいます。主人は単身赴任で、最初のころは寂しくてね。フィリピン人の場合は、夫婦は一緒に住むのが一番良いことです。寂しかったので、その当時は泣いてたんですけど、今はもう単身赴任の方が慣れてきて、亭主は元気で留守が良いという状態に慣れてきて、心の中は、今は平穏で幸せです。

さて何が困ったのかというと、役員のとときに「これを売りなさい」と言われました。でも私達、このものを知らないですね。

こういったモノの文化とか、選挙とか、宗教のこととか、分からないんです。まず、これの名前が分からない。で、隣の方は、これをお札と言います。これお札です、お札。これは私、中国人系じゃないので、ここに何が書いてあるか読めないですね。で、これは神宮、これは退魔と書いてあると、隣の方が教えてくれました。

で、そのとき、私はびっくりしました。「神宮」と「退魔」。神宮は大麻を売っているのか？と思いました。

しかも、私は家に一人ですから、一人でいろいろやらないといけません。こっちの近所の方は、私のこと知っているんでまだ良いんですけど、反対側に住んでる方々は、私のこと知らないんですね。

しかも私は外国人で、9割が外国人でね。ちょっと見た目が黒っぽい外国人。だから分かるんですね、その…。

一番困ったのは、もしかしたら私は、何というか詐欺師？なのかと疑われちゃうことです。

だって組の中には、私のこと知らない人が多かったですから。そういうふうに見られてるなと感じたときに、やっぱり抵抗があって。しょうがないことで、負わなければならない感情なのかなと思います。いや、だけどなかなかそうは思えませんね、これは。

そう、地域の中に、そういう外国人が入っていても、文化の問題も出てきます。その中でも、いろいろなものが分からない。私だって、これが何か分からない、読み方も分からない、これは何のためにするんですか、ということが時々あります。深い文化の中で、外国人が何かするとき、幾ら30年間こっちに住んでいるような人間でも、分からないことがあります。日本人でも、この退魔の読み方が、分からない人もいます。

皆さん、ごめんなさい。そういうような意見です。

よろしくお願いいたします。

（酒井会長）

ありがとうございます。

リモートの方、なかなかちょっと、現物を見せて説明いただいたんで、十分伝わらなかったと思いますけど。

今、土屋さんからの発言は、最初のは、『しずおか元気旅』という、県内での旅行を促すパンフレットが静岡の駅前にあったけど、日本語の文章だけなので、外国人の方には非常に分かりにくいということで、こういったものは、やはり英語と合わせてやるべきではないか、というのが一つ。

また、もう一つは、かめりあの案内は、それはどこで手に入れた案内ですか？かめりあ現地ですか？

（土屋委員）

かめりあの現地ですね。

（酒井会長）

現地にあっても、仕方がないんですね、本当はね。

その、かめりあのパンフレットも、これも駅前等の分かりやすい所にあった方が良くはないか、という御意見で。

最後は何て言いますか？地域の隣組というのがあってしょう。私は島田の人間なものですから、まだ隣組（となりぐみ）という呼び名が存在しておりますけど、何ていうんですか？あの、静岡では？隣組って言いませんよね？何ていうんだろう。

（複数人）

“…自治会？”

（酒井会長）

自治会？自治会の、非常に小さい単位ですから。

小さい数件の単位での、いろんな習慣がありますけども、それが分かりにくい。

考え直すと、これは市町の行政での一番、先端の部分、そこに、まだ多文化共生の発想が届いてないよ、ということなのかなと。言い換えると、そういうことだと思うんですけども。それに対する御指摘を頂いた所であります。

ありがとうございました。

どうでしょうか。これは、県の方から、ちょっとお答えいただきましょうか。感想というか。

（河森理事）

ありがとうございました。

観光パンフレットにつきましては、県が作ってるものについては、この後説明をいたしますけれども、県からの情報の多言語化をしておりますので、対応するように、担当課の方に伝えます。

それから、かめりあのチラシも本当にありがとうございます。

確かに、かめりあに置いてあってもあまり意味を成さないの、地域の方に受け取っていただきやすい場所への配架について、もう一度、状況をチェックして必要な人に届くように工夫をいたします。ありがとうございます。

それから自治会は、確かに私の住んでいるところでも、地域の神社のお祭りのときの対応なども、その自治体の仕事として任されているところもありますので、宗教的なことや文化が分からない外国籍の方にとっては、なかなか馴染めない状況かと思えます。

これについては、今ここで良いアイデアが浮かびませんが、土屋委員に御指

摘いただいて、非常に状況がわかりました。普通に考えてみれば確かにそのとおりですけれども、考えを改めて、やっに行かなければいけないことだ、ということが分かりましたので、これは地域コミュニティについて所管をする部局、市町等と、情報共有して、どういうことができるのか、対応策があるかどうかなどについて、速やかに検討に入りたいと思います。

ありがとうございました。

(酒井会長)

あの最後のやつは、神社のお札のようなことに拘らないで、外国人の方々の自治会の中の一員として考え、その扱いを多文化共生の発想を持ってどう接するのかっていうのが、市町の課題になってくるような気がします。

ですので、ちょっと幅広に言っただけならば有り難いかなと思います。

他に御意見いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

(北河委員)

名古屋入管の北河と申します。

私の立場から、若干、申し上げたいことがあります。

コロナ禍にあって、出入国者数が比較的、止まっているような状況にあって、実は、この2021年の10月期に、静岡県内の特定技能1号の外国人の方は、1,106人という数を速報値として把握しております。

在留する外国人に対しては、コロナ感染症の特別対策などがあり、この特定技能は、技能実習からの国内移行組が、やはりたくさんいるということです。就労資格の外国人の方は、国内でやっぱり移行して増えていっている。入国をして新たに入ってくるという外国人がない中で、この現象が生じているということは、就労する働き場の担い手となる外国人の方というのは、今後もやっぱり在留外国人として増えていくんだろうと考えています。

今回、この『ふじのくに多文化共生推進基本計画』案を拝見して、やはり随所に、この就労外国人に対する配慮というか、この人たちを、「どうやって共生社会の実現のために支援をしていくか」という視点に立ち、盛り込まれている記載があり、やっぱり垣根を越えていろいろなプレーヤーが協働していくとか連携をしていくことが大切と感じています。

そういうことが十分に盛り込まれている箇所は、23ページに書かれた取組1「県や市町、国際交流協会、出入国在留管理庁、労働局、NPO団体等の関係機関が連携を図る」という件もありますし、31ページにも同様に「外国人県民の活躍を、官民一体となって支援するために、県、出入国在留管理局や、労働局等の国の機関、経済団体、労働団体等の、外国人材の相談支援機関相互の情報共有・連携」が記載してあります。これらの記載に関する取組を具現的に進めたいと強く感じます。

具体的には、一堂に会した会議体の創設というのが一つ挙げられると思いますが、この会議体の創設によって、職場の担い手となる外国人の支援に携わる様々なプレーヤーに対し、情報共有を図りつつ情報発信ができるということであり、外国人に対する情報発信の難しさの一助となればということです。外国人に対する情報発信は、外国人に直接SNSや先ほど土屋委員の言われたパンフレット等で、非常に苦労しながら県の方が情報発信をされていると思いますが、会議体を通じて、支援する多くのプレーヤーに同時に情報発信していくことで、間接的であれいろんな形で外国人本人に情報発信がされるということは、非常に大切になってくるのかなというふう感じており

ます。

現在、コロナ禍にあります。今後、コロナ感染症の状況が比較的認知（終息化）をして、日本に出入国する外国人が戻ってきて、コロナ前の状態に戻っていくということになると、やはり外国人に対する政策がやっぱり大きく変化をしていく状況になっていくと思います。

今まで、外国人に対してはコロナ対策ということで比較的緩和策が採られていたものが、正常な管理の方向にいつてしまうということになりますので、そういった、その施策の変化に対応するために、支援に携わるプレイヤーの方に確実にその施策の変化を伝えていくということも、一つ必要になっていきます。

そういう意味で、やはり、この垣根を越えた機関の情報連携や協働ということをもっと具体的に進めていただきたいというのが私の意見でございます。

（酒井会長）

ありがとうございました。かなり核心の部分じゃないかと思っております。

私も今回の中で、非常に企業であったりとか、あるいは地域等でも、そういったものを、どう具体的に進めていくかというのが、この計画の中にも、ちりばめられておるんですけど、それを具体的にするためには、どうやっていったら良いのかというのは、大きな課題に成ってくるのかなという感じがいたしましたので、非常に良いところを突いていただいたものだと思っておりますが、これはどうでしょうか？恐らく県の方としても、それを意識しながら、こういうところに書いてあると思うんですけども、正にその具体的に、これからどう進めるかということに関しては、一番ポイントとなってくるかと思っておりますので、お考えを示していただくと有り難いと思っております。

（河森理事）

計画案に記載しておりますとおり、関係者が情報共有をしたり、課題を認識したりするという事は非常に基本的なことだと思いますので、そういう場面の必要性というのは、私も非常に強く感じているところでございます。

これにつきましては、今、多文化共生の担当として、そういう場を持つという具体的な計画というのは、持っていないんですけども、北河委員の御意見いただきまして、県としてどういう体制を作っていくのかということも検討していきたいと思っております。

一堂に会した会議ではありませんが、それ以外の状況では、名古屋入管さんともいろいろ情報共有させていただいておりますし、それから経済団体・国の機関等とも、情報共有等は個別にはさせていただいてるんですけども、なかなか、個別だと横の共有というのができ難いところもございまして、その方法については考えていきたいと思っております。

ありがとうございました。

（酒井会長）

ありがとうございます。私の方から指名して恐縮ですけど、浜松の齊藤さん、地域でいろいろな話も入ると思うんですけど、今日、今回の基本計画の中にも企業と連携してという言葉が幾つかありまして、一つは日本語教育の部分での企業との連携、もう一つは、防災・出前講座でと書いてありますけども、防災に関する事において企業との連携ということがありますが、浜松においてどのように感じられるか、その点お考えあれば、教えていただければ有難いと思っておりますがいかがでしょうか。

(齊藤委員)

今ちょっとコロナの関係で、あまりにも動きが、いわゆる会合とかがないものですか、そういう会話は別にないと。

それで私どもだけ遠州だけの所で言いますと、やっぱり当社の技能実習生が3年経って特定技能に移った人たちが結構ネット上で移動ができるということで現実動き始めてますので、そういうここで、地域で一緒にやって行きたいというのと、いわゆる東京へと出て行きたいというのと、いろんな動きがあって、地元に住んでいる人達と働きに来ている人達との違いを、地元の企業グループの企業の中にも外国人がいますし、磐田ですから相当の方が近所にも住んでおられますので。その辺の意識の違いが、さっき言われてる教育とかそういうのに、どうやって統合していったら良いのか？いつも見てて近所のスクールバス。外国人が、ペルーなのかそれともブラジルなのか？そういう外国人のスクールバスが来てるのと。それから本当に働いている人達との意識とが、ちょっと良く分からない所があるんです。ちょっとざっとで申し訳ないですけど。よろしいですか。

(酒井会長)

ありがとうございます。なかなか、ちょっと難しいと思いますし、今おっしゃった何ですか、ここで議論してる行政の方からの見方と、実際の皆さんの意識のズレってというのは、きっとあるんだろうなと、私もこの会議で感じてるところでありまして、それをどう潰していくのか、というのもテーマなんですけれども。分かりました、ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。

(相川委員)

みなさまこんにちは。相川でございます。

浜松で仕事をしていますので、今の話につきまして、本当に外国人の方たちは、私は主にブラジルコミュニティの中にいるんですけども、あの、本当に今がチャンスだと思うんですね。

いろんなコミュニティの情報を、どこで得るのかというのもすごく興味を持ってる方たち、あと本当に必要にしてる方もいますし、企業側でも、その情報をどういうふうにもっと連携するとか、情報提供するとかというところの、やっぱりすごい機会、いい機会だと思いますので。あと多文化共生の、静岡県の方の取組を聞いてまして、本当に重要な情報がいっぱいありまして、私もいろんな所で、この情報をどういうふうに掴めるかという所を、ちょっといろいろ調べたんですけども。

やっぱり、まだまだいろんなところに届いてない所もありまして。なので、今がこういう機会、いろんな形で皆さんがどういうふうにしましょう、どういうふうにしようって言っている状況で、いろんなところで連携を取って、その情報を交換したり情報提供するのが、とても良いなと思います。

(酒井会長)

ありがとうございます。

今がチャンスというのを、もうちょっと説明していただけますか？

(相川委員)

まずコロナ禍になりまして、企業・行政側と色々な新しいことがたくさんあって、例えばオンラインでやったりと、色々な行事が、もうやっぱり変わってきて、やっぱり今までやってきたことが前に戻らないので、新しいことに、どんどんどんどん変

わってきているので。

ですので、やっぱりそういった情報が生活の面とか、そういった情報が、もっともっと私たちに届くように、あと行政側にも、もっと私たちの生活とか私の状況が届くような形でその連携が、今がとてもいい機会だと思うんですね。

（酒井会長）

良く分かりました。

行政も、県も、各市も、そのデジタル化ということを一生涯懸命やって、情報発信についても、そういう形をどうやって取り込むかというのを、今、遅ればせながら始めている部分があるので、そのチャンスで、そのタイミングで、こういうこともやるべきだ、というお話ですね。

（相川委員）

はい。

（酒井会長）

分かりやすかったです。ありがとうございました。

（相川委員）

説明が、難しいです。

（酒井会長）

とんでもない、良く分かりました。ありがとうございました。他に、御意見はどのようにですか？今のこと聞きましょうか？せっかくですから。

今、情報化が進もうとしてるこのタイミングで、今がチャンスだから、ちゃんとやりましょうという御意見ですけども。

（河森理事）

ありがとうございます。

議題2のところ、情報提供について、県から御紹介しますけれども、確かに今回コロナの状況の中で、会議もこういうハイブリッドの会議が開かれたり、あるいはいろんな情報も、コロナに関する感染しないための情報とか、あるいは感染した方がどういう対応したらよいかとか、注意事項などいろいろなことを、今回、県から発信する機会がたくさんございました。

それをどういう方法でお伝えするのか、これまで以上に外国人県民の方に届く方法というのを、いろいろと工夫をいたしました。

それと併せてですね、医療の現場では今日小林先生いらっしゃいますけれども、外国人の方が感染をしたケースもあって、これは「やさしい日本語」ではなく、母語できちんと自分の状況を伝える、あるいはこちらから、その状況をお聞きするというような必要性も生じまして、方法とそれからそのケースによって、「やさしい日本語」が通じる場合と、母語が必要な場合、というようなことも今回いろいろ気付きがございました。

県で、デジタル関係を担当する課は、今年度、新たに発足をいたしまして、『デジタル戦略局』というところできております。

先週金曜日に県庁内の推進組織であります、多文化共生推進本部会議を開いておりまして、その場で、デジタル戦略の担当部長から、多文化共生の仕事というのは、デジ

タルに、非常に相性が良いと思いますので、県としてしっかりと対応していくと、多文化共生の様々な取組について、デジタル戦略担当の方でも、しっかりと、バックアップしていくというお話がございましたので、県として、これから皆さんお気づきのこと等を教えていただきながら、今まで以上に対応、進めてまいりたいと思います。

(酒井会長)

ありがとうございます。

この後、具体的な情報の発信の在り方につきましては、御説明いただけるということですが、確かに相性が良いというのは、そのとおりですね。

ありがとうございます。

他に御意見いかがでございましょうか。

(池上委員)

池上でございます。

3点、お話をさせていただきます。

まず1点目が、出入国在留管理庁・出入国在留管理局という名称が混在していることについて。北河委員は、とてもやさしいので、その部分をあえてスルーされていたかなと思うんですけども。

例えば23ページにはですね、下から二つ目の四角ですけども、連携に関するってことで、出入国在留管理庁と書いてある。

これは国のまとめの機関ですよ。地方には例えば名古屋出入国在留管理局がある。

北川委員は名古屋出入国在留管理局の首席審査官として働いておられる。

そうすると23ページは、ここは出入国在留管理庁という国の機関を意味して書いてるのかどうか。

これ例えば31ページを見ていますと、そちらは出入国在留管理局となっておりますね。

私が理解するに、今、静岡県の話をしているものですから、国の機関というのはむしろ静岡県を管轄されている、いわゆる地方入管、具体的には名古屋出入国在留管理局との連携なんだろうと思いますので、少し、その文言の統一が必要なのかなと思います。

北河委員は言いづらいので、私が僭越ながら発言させていただきました。

ですからこれは、例えば、名古屋と出すのにためらいがあるとすれば、地方出入国在留管理局のような表現もあり得るかなと思います。それが1点目。

2点目は、ちょっと今回改めてこの資料を見ていて、“課題の提示”という明示的な部分がないというのを感じました。

実は、私昨日も県庁にいまして、職業能力開発に関する、やはりプランを検討する会議に出てたんですね。それから夜は、酒井会長の御実家の方、島田市の総合計画の、やはり検討の会議に出ました。

そして、やはり課題が何かということが明示されて、それに対してどういう施策をとっていかってという論理構成で、書かれている場合が多いかと思います。

今回の、この多文化の資料を読んで見ると、状況という書き方があって、こういうふうにしていきますと書いてあります。私たちは何が課題で、それに対して、どういう施策を展開するかと書いてあったら分かりやすいと思います。このペーパーの性質上、必ずしも多文化のことについて、専門的ニーズも考えているわけではない方々に、正に連携を呼びかけるという重要なペーパーになってくると思いますので、どこかの段階で明示的に、静岡県が達成していることと、その上で今課題はこういうことがあるんだ、なので、こういうことをやってくんだっていう書き方が必要かなと感じました。

そういう論理構成に取ってみると、読む方は、腑に落ちるのかなあと思いました。本気でやると、かなり構成を変えていくことになるので、どういうふうを書くかちょっと事務局で考えていただきたいと思うんですけども。課題の明示ということが、必要なのではないかというのが2点目です。

3点目はですね。昨日の職業の開発の会議でも、やはり外国人の方々の職業能力開発というのが非常に大きな課題の一つであるというのが出てまいりまして、ただ、それを日本語で職業能力開発の教育を受けるためには、やはり日本語能力が欠如していることもあって、そこをどう見るかが課題だという話がありました。

一方で、静岡県は今年度、夜間中学の開設をめぐる有識者会議を立ち上げて、もうその検討は終わりましたけれども、高畑委員と私がかかわって、私は会長の立場で、3回の議論を行いました。

その中でも、夜間中学のカリキュラム自体、日本語で行われるわけですけども、そこに付いてくための日本語能力を、どこでどういう形で、キャッチアップできるように上げていくかという課題がありました。

夜間中学に入れてから、夜間中学の中でやっていくという議論もあるし、夜間中学に入る前に、どっかでやるべきだという議論もあります。

私が問題提起した3点目は、夜間中学に学び直しで入ったり、あるいは何らかの働いてるときに、職業、能力をアップさせるための、これを広い意味でいうと、リカレント教育・学び直しかと思うんですが、そういう学び直しのための日本語の能力向上のような機会も、静岡県として考えてみる必要があるのかと思った次第です。

学校の中で子供たちへの日本語教育とか、地域日本語教育という言葉がよく言われています。また、県がやるべきというふうに私は必ずしも思いませんが、技能実習生に対する日本語教育というのにも県内に一つのニーズがあります。一方で、学齢を超えた人たちが夜間中学で学んだり、あるいは職業訓練校で学んだりするための「学び直しのための日本語能力」というニーズも、今後出てくるのかなと思って、その点についてちょっと問題提起したいと思います。

以上3点です。

(酒井会長)

ありがとうございました。

池上先生、私も専門じゃないので分からないんですけど、今までこの会議で日本語に関していうと、一つは、その「やさしい日本語」の話が出てきました。

もう一つは、そうじゃなくて教育を、ちゃんとさせるためには、そのレベルじゃなくて、もうちょっと高い日本語でやらなきゃいけないんだという議論も出てきたと思う。今、もう一つ、レベル感がどこか、ちょっと分かりませんが、要するに職業をこなしていくために必要な日本語、あるいは、夜間中学の話が出ましたけども、そういった目的に対しての日本語っていうのは、リカレントも含めて、これは新しい日本語と考えた方がいいのか、あるいは、それとも今までの中の、どちらかに統合されるような日本語の形のイメージでよろしいのか。

(池上委員)

恐らくそれは、私よりも坂本委員や、田中委員が専門でいらっしゃると思いますので、御専門の見地から、御回答いただけると良いかなと。

(酒井会長)

坂本先生、すいません。よろしいですか。

(坂本委員)

先ほどの内容について聞こえにくい所があったので、漏れていたら申し訳ありません。今、学び直しという話が出ていましたけれども、夜間中学での学び直しの話ではないんですが、浜松市の方にも、浜松市の日本語教育を請け負っている浜松国際交流協会というところがありまして、0（ゼロ）初級と言われる日本語が0の人に対する、日本語教育を、初期日本語教育をやっているんですけども、この教室に長く日本に住んでいるけれども、日本語教育を受けたことがない方々が、そのクラスに入っているときに、日本語が0の人たちに教える教育と、ずっと日本に住んでいるけれども、日本語教育を受けてこなかった、クラス授業を受けてこなかった人への日本語教育というのは、違うのではないかという話が出ていまして、今正にそのカリキュラムづくりを行っているところで相談を受けたりしております。

それで今、池上委員がおっしゃったように、少々、性質が違ったり、カリキュラムも異なってくるのではないかと思います。

具体的に言いますと、0の方、日本語が0の方というのは、まだ日本語のインプットを周りから、又は生活する中で受けていない状態なので、その0の方に対して一つ一つ積み上げていくことが必要になります。それが、日本で生活を既に長くしている方というのは、体系立って日本語を学んではいけないけれども、自然なインプットをたくさん受ける中で、聞き取れたり、又は正確ではないにしても、乗り越えないといけない課題を、日本語を使って乗り越えている状況はあると思います。

そういう方には、もしかすると積み上げ式というよりも、例えば許可を得るとか、それから問合せをするといった機能別にですね、まずは、自然な日本語を聞いてキャッチする中で、実はでも自分は分かるけれども、うまく産出ができない、正しい日本語で産出ができない。

そのつまづきをフォロー、フォローアップしていくような取組というのが、できないかと思えます。すみません長くなりました。以上です。

(酒井会長)

ありがとうございました。

細かいところを、ちょっと自分の頭の中で十分整理できてないんですけど、要はいろんな角度から見ていかになくちゃいけないんだなと、いうことを感じたところでございますけれども。事務局の方からいかがでしょうか？今、先生の方から、三つの、特に庁と局との問題は、意外とシンプルな話題かと思えますので、それも含めまして。

(河森理事)

すみません、入管庁・入管局の記載についてはちょっと精査ができておりませんので、申し訳ございません。統一いたします。

それから、2点目の課題の明示が、明確でないというところですけども、過去2回の計画では、計画を作っていく、その方向性といいますか、その考え方の中で、現状と課題というような書き方をして、こういう課題があると、そのために、こういう政策を打っていくんだということを記載しておりました。

今回は多文化共生の計画について、どういう構成をしていくのかというのを、事務局内で検討した際に、この計画が、一番最初、策定されたのは、平成23年、2011年の3月ですけども、それ以前から静岡県は多文化共生には取り組んでおり、平成16年度に、初めて県が多文化共生に取り組み始めたということでもありますので、長きに渡って、いろいろな施策に取り組んできました。

特に当初は、南米からの日系の方々が西部地域に集中して、工場での請負や派遣とい

うような非正規で、工場労働をしていて、日本語が不自由な方が多かったと。いうような状況の中で、例えば、地域でのごみ出しのルールを守れないということで日本人とのトラブルになったり、あるいはその子供の、教育について、日本の学校では、言葉が分からないということで、不就学というような問題があったり、かなり様々な課題があって、その課題にどう対応していくのか、というような形での計画を作っていました。

それから、かなり経つ中で、状況が変化してきておりますので、今回、課題という明確な書きぶりではなくて、あるべき姿に向かって、どういう取組をしていくのかという構成にしてみようということで、課題の部分については、今、各取組の柱の項目の中で、現状というところに、まだちょっと文言が十分になってないんですけども、こういう現状になっているというところに、その課題感を書き込んでいこうという構成にしてみました。

今、池上先生の御指摘がございましたので、このところに書き込むのかそれとも、その前のところに、全体をまとめて、これまで取り組んできたことと、それに対する現状、課題と思っている所も含めて、書き込むのかという所をまた調整をしたいと思います。

池上先生には、またその辺り御指導いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(酒井会長)

ありがとうございます。誰に見せる計画かということだと思いますので、計画の審議を知らなくても、やはり一般の方が見ても分かりやすいというか、なるほどそういう理由でやってるんだなっていうのが、分かるような資料にすべきだと思いますので、また御議論いただければと思います。

他にいかがでございましょうか。

(小林委員)

静岡県医師会の小林です。

医療の関係では先ほど少し話がありましたけど、病院側に来ていただければ、比較的言語の問題は以前に比べると随分と、意思疎通が可能な状況になったと思います。いわゆる生活のレベル、あるいは地域のコミュニティにおけるその医療、教育という部分は、なかなか難しい課題があって、私個人的には子供たちに期待するところがあると基本的に思っています。

医療と全然違うところで、私ちょっと、これ見てて思ったことなんですけど、私は制度のことをしっかり理解できてないだろうと思いますけど、いわゆる技能実習というものから、この特定技能1号と書いてありますけど、これはいわゆる労働者として認められたという、そういうイメージを持っているんですけど。

日本人であれ、在留外国人であれ、労働者って、多分労働市場の中で、その職を選んでいく、多分そのときに、その職場の在るところ、ひょっとしたら東京とかですね、愛知県・名古屋とか、そういうチャンスが多分あって、この静岡県として、この労働者を確保するというのを、頑張っていくかってことが、多分大事なんだろうと一つ思うのと、同時に日本人もそうなんですけど、何というか、知能格差というか、あまりいい言葉じゃないかもしれませんが、明らかにハイレベルな人材と、ちょっと、なかなか難しい人材があって、その部分で日本人と外国人の差は、私はないと思っています。

優秀な外国人は、いわゆる正規の職員として、しっかりとハイレベルな企業に入って

いただければ、多分、言語の問題はあるでしょうけど、やっぱり、そういう社会にしていけないといけないのかと思います。

日本、何ていうか、もう生産年齢人口が本当に少なくなっていく状況下で、明らかに移民うんぬんという言葉でなく、やはり在留外国人を上手く活用していかないと、いろんな事業が回らなくなっていく状況下で、日本人に頼ることなく在留の中、外国人の中でも、この特定技能という方が、今後どういう動きをするのか。

就労、この地域にいるのか、東京とかどこかに行くのかで、逆にそういうサービス業的なところで、あまりその、知能・知識っていう部分のところじゃなく、そういう方を選ぶ人も当然いると思いますけど、逆に、少し今のそのデジタル化社会に向けて活躍できる人は、是非とも地元に残せるような道を、やっぱり行政、あるいは企業として何か作っていくのが、我々医療界もそうなんですけど、そういうことが何か大事な気がします。

以上です。

(酒井会長)

ありがとうございます。本当にマーケットで動くことは当たり前だと思いますので、その中で地域が、どう人材を確保するかっていう観点で、非常に必要だと思っております。県の方いかがでしょうか。

(河森理事)

ありがとうございます。

委員の御指摘のとおりでありまして、本計画では、国籍に関係なく、県内で、皆さんが活躍してくれるための計画にしたいと思っております。外国人県民の方たちが活躍できる環境をしっかりと整えていく、そのために必要なことを、この計画の中に盛り込んでいこうと思っておりますので、お気づきのことがございましたら、是非、お教えいただければと思います。ありがとうございます。

(酒井委員)

ありがとうございます。他に御意見いかがでしょうか。奈良委員。

(奈良委員)

沼津商工会議所の奈良でございます。

企業の立場から、危機管理のことについて少しお話をさせていただきたいと思っております。危機管理体制の強化というテーマが入っているのはまず非常に素晴らしいことだと思っております。

今回、誰一人取り残さないという観点から重要だと書かれていますけれども、ちょっと企業の経験からお話をさせていただきたいんですが、私どもの会社で、年に1回、総合防災訓練をやってまして、避難行動するわけですけれども。その避難行動をする中で、外国人の方っていうのは、どうしてもその初期避難行動が遅れがちだというのが、何となく分かってきてですね。

これは外国人の方だけではなくて、例えば障害者の方だとか、いろんな方々が、どうしてもやはり避難行動が遅いとか、事前にアナウンスをして、避難訓練やるよというのを周知してても、そういうことが起きるわけございまして、実際に本当に災害が起きたときに、外国人の方をまず安心安全なところに逃がすというところが、結構これが大変だになってというのが実感としてございます。

私どもも、これは会社としては、いわゆる一人一人を、どの外国人を誰が面倒見るの

かというある意味マンツーマンでお世話係みたいなものを置かないと、いざ災害が起きたときに、なかなかスムーズに命を守る行動がとれないのではないかというのが、今のところ私どもの会社の中ではそういう経験値を持っているところでございます。ですので、実際の日本は非常に地震が多いですし、ついこの間は首都圏で地震があって、帰宅困難者が大量に出たというようなこともございます。

実際静岡で自然災害等の災害にあったときに、スムーズに避難させるには、結構これが大変だと。

ここに書いてあることを、言うのは易しですが行動するのは難しということだと思いますので、是非県の方には、個別のところのレベルまで落とし込んだ具体的な避難行動に繋がるような、きめ細かい対応というのを、是非、市町村、あるいは地域自治体等と連携をしてやっていただくのがよろしいのではないかなということでございます。

以上でございます。

(酒井会長)

ありがとうございました。今、防災訓練の話が出ましたけども、王さん、防災訓練に出たことはありますか。その感想をちょっと頂きたい。

(王委員)

確におっしゃったとおりです。あくまでも訓練という意識が強いです。特に外国人として大きな地震は経験したことないので、これはすごい危険という意識は持っていません。だから行動が遅れるとか、訓練に行かないとか、正直あります。

今会社で勤めてるんですけど、会社では年2回やってるんですけど、それはみんなと一緒にやってるんですけど、さっきおっしゃったとおり、マンツーマンということで、すごい大事だと思います。

特に地震がきたときに、あわてて誰にコールするのか、分からないと思うんです。そのときはちゃんとマンツーマンができれば、そういう体制を整えれば、安心できるかなと思ってます。

(酒井会長)

ありがとうございました。いかがですか、相川さん。

(相川委員)

もう本当に王さんがおっしゃるとおりなんですよ。危機感がないんですよ。やっぱり実際に起きてないのに、ということがありまして、危機感があんまり、緊張感がないんですね。

私たちはもうすごい緊張し過ぎて、訓練とかには参加するんですけども。でも周りにはいる人たちは、いや、ただ訓練ですよみたいな。もうただ訓練じゃなくて、それを訓練してからっていうことを何度も何度も本当に日本語で耳にタコができるぐらい言うんですね。

前回の地震のときも、やっぱりその訓練をすごく軽く見てて、実際に地震があったときに、非常に私の方の携帯とかにももうすごい電話があって、どうする、どうするっていうのが、ただそれを防ぐためにもっと皆さんも訓練したらどうっていうの。

やっぱり訓練って言えば、意識が、やっぱり軽いんですね。

ですので、もう本当に何回も何回も同じことを訓練であるけども、いつかまた実際に地震が起きるんだよってちょっとこう、脅しじゃないんですけど、やっぱり強くと言

った方が、本当に有り難いと思うんですね。

(酒井会長)

日本人は訓練たくさんあると、本番でうまくできるよってというのは何となく、染み込んでるんですけど、その辺の差っていうのがあるそうですねきっとね。

今、マンツーマンと奈良さんのほうから話がありますけど、そういうのを対応するというようなことは、もう既に実際にいろんなところで出てる話ですか。それとも今まで、あまり議論されてなくて、いや面白い発想だね、これから広げましょうかって話なのか。

事務局の方として聞いてらっしゃいますか。

(河森理事)

ありがとうございます。

マンツーマンというのは今まで考えたことがなかったです。

今回計画の中に、危機管理防災対策として、企業との連携を考えているとしてますのは、これまで市町と県とで、外国人県民の方たちを対象に、防災訓練出前講座ということをやってはきているんですけども、なかなかそういう事業をやっても集まってくださらないんですよ、外国人の方が。

それで、県内に約10万人いらっしゃる外国人の方みんなが、情報をきちんと持つこと、どういうことが起きるのか、何をやらなきゃいけないのかということをお勉強でいただきたいと思うんですけども、それをやる手段として、どういうやり方があるのかを県として、実は非常に大きな課題として思っております。この多文化共生推進本部のプロジェクトチームの中に危機管理のプロジェクトチームを持っております。

危機管理部の危機情報課が、防災訓練と一緒にやるところなんですけども、そちらと、それから、西部、東部、中部、賀茂地域局の中にもその危機管理を担当する部署があるんですけども、この間、西部の地域局と、西部管内の自治体、袋井市さん、磐田市さん、菊川市さんに御参加いただいて、検討会議を開きました。その際に、なかなか外国人県民の方たちが、働いていて、昼間は家を空けていることが多いので、学びの場とか情報提供する場に、自治体として関わるのが難しいというお話もあって、企業さんの御協力を何かいただける方法ないだろうか、というのが一つの課題といたしますか、テーマとして出ております。

今、奈良委員や王委員、相川委員からお話を伺いましたけれども、どんなことができるのかそのマンツーマンという体制も含めて、教えていただければと思います。

県は今、スマートフォンの中に、静岡県の防災アプリを提供しておりますけれども、その中に学習コンテンツというのがあって、これが多言語化できてなかったんです。それを今ポルトガル語とフィリピン語への翻訳をしているところでありまして、事前に学習をしていただいて、自ら行動ができる知識を持っていただくという取組を始めたんですけども、まだ今完成しておりませんので、こういった、お勉強いただくための、ツールを準備した上で、いい方法がないかということをお話の中に盛り込んでいければと思います。

よろしくお願ひします。

(酒井会長)

ありがとうございます。どうぞ。

(相川委員)

ひとつ方法なんですけども、それもちよっと大変だと思うんですが、訓練の中で外国人を集めることがとても大変なことなんです。

来ても外国人に役割、この訓練の中で、訓練チームがあって役割分担があると思うんです。その役割を、外国人の方にも分けて、もう責任を持って、そういう訓練をしてくれるのがすごくいい形でスムーズにいけると思うんです。

だから、責任があるということがやっぱり違うんです。自分が役に立つということが、やっぱり意識が高くなって外国人は自分が外国人を集める役割とか、避難の案内をしたりとか本当に一つ役割をあげれば、もう少しスムーズに理解ができるかと思えます。実際にそういう企業もありましたので、解決できました。外国人がもっと参加できるようになりました。

(酒井会長)

ありがとうございます。はい、どうぞ。

(土屋委員)

こういう中に言われたのはね、私は外国人ですが、必ず隣近所に行ってください、と。(災害は)怖いですから、ちょっと例えばそのとき地震が来たら、隣に行って呼びかけないとだめ。

外国人は、地震が来たら避難所に行きなさいって言わないと。まず日本語が分からないからね。

その場所はどこにあるのか一つ分かっていたら、日本人より外国人のほうが早く行く。だから、何かあった場合は必ず隣の方のところに行きなさいって言われました。

ところで、隣だって会ってないんで、(誰なのか)知らないじゃないですか。そういうところ問題だと思いますけど。あと、避難訓練は日本人の若者もあまり出ないですね、役員じゃないと出ないですよ。

この間の練習で、もうやっぱりつまらないと言われてましたね。訓練やってもつまらないって。その時間はバスケットボールに行くから、その避難訓練の時間がないって。避難訓練の話は、どうしたらいいんでしょう。取りあえず、取りあえず隣近所に行きなさい。そう言われました。

(酒井会長)

ありがとうございます。

今、土屋さんに言っていたのは、地域での防災訓練で参加者が少ないってのは県も悩んでましてね、今やってます、県の総合計画というのは、あるんですけど、その中でも結構意見が出ましてね、その防災訓練に出てこない、バスケットボールの方が大事だと。たくさんありますね。本当に悩んでいるところです。

防災訓練は、そういう地域の防災訓練というやり方もそうですし、先ほど奈良委員の方から出た、その企業での防災訓練への参加、そういうのがいろいろ重なり合って、だんだんベースが上がってくるのかなと思うんですけど、私は、今聞いてそのマンツーマンの方式であったりとか、先ほど言ったように、外国人の方にも役割を与えて、責任を持たせるというか一緒にやらせると、そういう発想というのは今まで、この会議に出てても、初めて聞いたというか、言われてみればそうだよなっていうことなので、こういう計画の中で、企業との連携を深めてっていうところに具体例として、今のようなことをはっきり書いた方がいいですよ。

企業は、自社の防災訓練やるときに、マンツーマンでやってくれとか、外国人の方に

も役割を与えて、参加を促してくれとか、そういうやつの積み重ねで、何かレベルが上がってるような気もいたしまして、言われてみるとそうだよな、非常に新しい、当たり前前なんだけど、新しいことが出てきたなと思って非常に面白く思ってるところです。

いかがでしょうか。

(高畑委員)

県立大学の高畑です。お願いします。

やはり、地域防災と地域社会での多文化交流や共生が密接に繋がってると思いました。私の提案は、県内の企業、あるいは自治会でのグッドプラクティス集を作って、それを広く知らせていくということです。伺いますと、今日提示いただいた施策の柱の1番と3番と6番は相互関連してると思います。

1番は多文化共生意識の定着。特に16ページにある「地域住民が参加する地域日本語教室での多文化交流」です。それから3番、「危機管理体制」の、特に19ページの「防災訓練」ですね。それからの6番の「社会参画」の27ページにある「自治会活動」は連関してると思います。例えば地域の日本語教室を一つのハブにして、そこを、地元の人と、外国出身の人たちが会える場として機能させてはどうでしょうか。その中で、彼らを防災訓練に導くように、防災に関する学びを日本語教育のコンテンツに入れるなどして、またそこに自治会の方も顔を出すぐらいで良いので参加すると良いと思います。

県全体でも高齢化が進みますが、外国の方は若い人が多いので、いろいろな災害のときには外国の方が若い力として、様々な担い手になっていただけるように、様々なアプリも大事だと思うんですが、日本語の教室の場や自治会活動の中でいろいろな接点づくりが必要かと思います。また、そのようなことをすでに実施しているところがあると思いますので、事例を集めたグッドプラクティス集等を作って可視化していくということが効果的なのではないかと考えました。

(酒井会長)

ありがとうございます。グッドプラクティス集が必要であるということで、非常にそうすると分かりやすいと思います。

具体例としましてね。そのとおりだと思います。鈴木委員いかがでしょうか、一言御発言いただければと思いますが。

(鈴木委員)

ありがとうございます。

今日は校長室からお邪魔しているんですけども、あまりマイクのスピーカーの調子が良くないものですから、皆さんのお話が十分に聞き取れなく申し訳なかったんですけども、お話伺っていく中で、今日の話の流れと若干違うかもしれないんですが、感じたことをお話しさせていただきます。

1点目ですけども、指標を32ページで示していただいているわけですけども、大変シンプルに示されていて、分かりやすくいいと思いました。よく分からない数値を並べられるよりは、回数であったり、人数であったり、件数であったり、目標とするものをきちっとシンプルに示されていることが、分かりやすいと思います。当然内容の充実が求められると思うんですけども、まずは目標とするところがはっきりするというのは良いと思いました。

それから、私たちはやっぱり小中学校ですから、市町立になるんですね。ですので市

町との連携を示してくださっているんですけども、その辺の具体的なところを教えてくださいただけると有り難いなと思いました。例えば物的な支援なのか、それとも人的な支援なのか、環境に働きかけることなのか、そういったことを、教えていただけると嬉しいと思いました。

それから、私、毎回同じようなお話をさせていただいて申し訳ないんですけども、教育現場からの意見ということになるものですから、やっぱり今後、社会に出て行く子供たちへの支援をどうしたらいい、どうしていったらいいかを、考えるわけですけども、特別な支援を要する子供というのは、昨今、大変増えてきているわけです。これは日本人の子供だけではなくて、外国籍のお子さんでもやっぱり同様のことが言えるわけですけども、そういったお子さんの就学支援の場面での、発達検査ですとか、そういったことについては、言語的に対応できる人がいないというのが実は実情としてあるわけです。なので、そういったことへの支援を県とお考えになっているのかをお聞きしてみたいなと思いました。すいません。雑ばくですがよろしく願いいたします。

(酒井会長)

ありがとうございます。いくつか、質問の形を出していただきましたので、県の方からもし発言あったらよろしく願いします。

(河森理事)

どうもありがとうございます。市町との連携の具体的な内容につきましては、それぞれ、特に教育現場について、どういうところを具体的に書けるかというのについて教育委員会と話し合ってみたいと思います。

あと、特別な支援を必要とする子供さんの発達の検査等についての言語対応ですけども、これについては、かなり専門的なことが必要かと思しますので、今まで教育委員会と、そういう点について、具体的に、話題になったことがございません。

ですので、これについても、教育委員会の方と、どういう対応をしていくのか、今学校現場に、トータルサポート事業というような形で、言葉の支援の事業もやっておりますけれども、その方たちでは多分足りないのだろうと思しますので、どういうことができるのか、教育委員会と話を進めてみたいと思います。

ありがとうございます。

(酒井会長)

時間も大分過ぎてきましたので、議事1についての意見交換は以上としまして、次に、議事2でございますけども、情報提供、県からの情報提供、先ほども何人かの委員の皆さんから御指摘いただいた案件でございますけども、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料5ページの資料4を御覧ください。外国人県民への情報提供の取組についてです。先ほどから委員の皆様からも、コロナ禍にあっていろいろと新しい事象が起きているので、生活面において、いろんな情報提供が大事ではないかというお話がありました。県では、令和3年2月に、外国人県民への情報提供に関するガイドラインを策定して庁内で、多言語での情報発信に努めることとなりました。

この後、ガイドラインに基づき、各課が、「やさしい日本語」や、多言語により作成した情報を集約して提供する、静岡県多言語情報ポータルサイトかめりあ①を9月28

日に開設いたしました。

次の6ページにサイトのイメージが掲載されておりますが、ここのトップページで、外国人県民の皆様が、言語選択をすれば、日本語のウェブサイトを経ることなく、必要な情報に到達できるように設定しております。

かめりあ①開設後、約3週間ぐらい経つのですが、アクセス数が、昨日現在で4万件を超えております。

今後も、情報件数の増加を図り、外国人県民の皆様が、一層使いやすく、利便性の高いサイトとなるように、努めていきたいと考えています。

また、現在は、「やさしい日本語」、英語に加えまして、県内に1万人以上話者がいるポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、中国語に対応しておりますが、外国人県民への情報伝達の度合いを検証しながら、対応言語を増やしていくこととしています。

委員の皆様におかれましては、かめりあ①の周知について、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

(酒井会長)

はい、ありがとうございます。

今かめりあ①のお話を頂きましたけど、それ以外に、県の防災サイトの多言語化であったりとか、ホームページの多言語化の話とか、お話しいただける内容はないですか。

(事務局)

防災情報につきましては、先ほど河森理事の方から説明しましたけども、情報アプリ、静岡県防災を多言語化しております。これについても、外国人県民の皆様には是非ダウンロードするように周知を図っているところです。

それから、今まで学習コンテンツが多言語化されていなかったのも、そちらについても、今、多言語化するように調整をしているところであります。

あとホームページ等も、多言語化という声もあるんですけども、そもそも、県のホームページ自体、日本人もなかなか情報が見つけないという声も聞かれることもありまして、それならば、県で作っている多言語情報をまとめて、皆さんに提供できるようにということで、かめりあ①という情報ポータルを作ったというところがあります。

今のところ先ほど申し上げましたように、外国人県民の皆様からは、なかなか好評で、こんなサイトが欲しかったりというような声もSNSで頂いたりとかしておりますけれども、やはり内容が充実しないことには、皆様なかなかこう見ていただけなくなってしまいますので、こちらについては、これまで以上に、各担当課に働きかけをして、できるだけ多言語で皆様のところへ情報が届くように、工夫をしていきたいなと考えています。

以上です。

(酒井会長)

ありがとうございました。このかめりあ①につきまして御意見ありますでしょうか。私は、申し訳ない、まだ見てないんですけども。御覧になって、あるいは利用されて、大変好評であるという話ですけど、一方的な意見というのはあまり。

(事務局)

是非ダウンロードしていただければ有り難いな思います。

(酒井会長)

御意見あれば。実際に使われた外国人委員の方いらっしゃいますか。どうですか、感想は。良かったですか。

(土屋委員)

いつどこでやっているか、困ってても何も分からない。このこと（かめりあがあること）を知った。（かめりあは）電話を受けたときに必ず対応してくれるんですね。日本人の専門家の方がいらっしゃるの、私が通訳すると、すぐ答えてくれて、本当に良かったです。私の経験からすごい良い、一番すばらしい。

日本人がいらっしゃって（というだけでは、）外国人のアドバイザーとしては難しいと思いますよ。

でも（かめりあは）日本人専門家が助けてくれて、通訳もいて、一緒に、すごいいいです。

住んでる所でも、外国人のお母さんに頼まれて、自分の子どもが今小学校に行ってるんです。危ないときは逃げなさいって子どもから言われて、その外国人のお母さんはどうやって日本人の危ないってことをどうやって子供に説明しますかって（聞いてきた）。自分が外国人だから分からない。日本人の場合は分かるみたいですね。日本人のお母さんは。逃げる場所、避難場所はどこにあるのか。（外国人のお母さんは）知らない。

その避難場所に、その危険な（ときに）、子どもはどこへ逃げるか。

その分もあるんですけどね。「避難場所」は日本語ですよ。なので、そもそも知らない。

そういうところも、こっち（外国人）のお母さんに頼まれて、皆さんにそれを伝えてくださってた。助けてくださいって。

(酒井会長)

危険な、というのはその日常生活の中で、災害とかってこと？

(土屋委員)

学校から帰っているとき、危ない人が来たらどうなんですか、変な人はどういう人ですか。どういう人、どういうことか。

子供には説明していますから、日本人には分かるんですね。外国人には、分からない。

(酒井会長)

分かりました。この後に、もう1回場を設けますけど、そのかめりあ①のお話ですけど、非常に好評であるということでよろしかったですね。

疑ってすいませんでした。是非広げていただきたいと思います。

他に御意見あれば、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(田中委員)

子供教育のことだけやってるような状況ですので、今ここで議題になっていることと、少しズレが出てくるのかもしれないけれども、義務教育の中で支援をずっとやってきて、今は、大人社会とかに比べればかなり、日本語指導にしても、学習のことにし

ても、充実しつつあると思います。それはシステムにしてもそうです。ただ少し時が経つと、また課題が出てくるのではと思いますけれども、他と比べたら大分いいのでは。そこをやっていて気づいたことは、義務教育を卒業していった子たち、それから途中でドロップアウトしていった子たち、その子たちに対して、学び直しとか、高校入っても、ずっと小学校からいるのに、まだ日本語が不十分と言われる。それは話す日本語ではなく、読み書きについて。やっぱり社会でしっかりと、労働者として社会人としてやっていくには、今一つ足りないものを感じている。それが高校からの感想・意見です。それから、今度は就学前の子どもたち。そこも小学校入ってからでは遅いよと。じゃあ、そこを責任を持ってやっていくのは誰なのかというと、親です。親に対して、どういふことをしたらいいのでしょうか。世代交代で、ある程度の日本語は分かる若い親もおりますが、もう10年以上、20年近く日本に住んでいるのに、日本語を話さなくても済んでしまっている親たちもいます。そういう家庭環境の中で、子どもたちを、この日本で、どういうふうに育てていったらいいのか、そして、家庭環境特に教育環境のところへの支援も、日本語だけではなく、母語で、心に届くような、支援が必要ではないのかと思います。「やさしい日本語」ということも、よく耳にしますけれども、動画とかも見ましたけれども、結局のところ、多言語にしても、「やさしい日本語」にしても、ツールです。それを使う人、日本人側からも、外国の人たちも、心を開くことがない限り、それはいろんな場面で成立しないのではないのかと思います。外国につながる子供と関わっていると、やはり、小さいときから、いろんな形で人と関わり、体験する場が、あるいは回数が、少ないのではないかなと思います。学校教育の中で一緒に何かを作り上げていく、一緒に何かを体験していくということで、達成感を得たりとか、体得する回数はあると思うんですが、それが年令とともに、特に、義務教育から出てしまうと、遅すぎると感じます。高校生の中で、学ぶ意欲を持っていない、せっかく高校行ってるのに、もう諦めてしまっている子たちが多いと思います。大人社会、先ほどの就労の場からも、本当に厳しい状況なんだと感じましたけれども、生活をしている、地域の間、それから仕事をしている、そういう現場の間でも、文化の違い、結局その文化の違いってのは習慣の違いとかだけではなく、考え方の違いというところで、なかなか心を開けなくなっているという、その難しさも感じたりしています。希望的観測を言えば、子供のときから、大事に大事に育てていくことが、やがて、そういう大人社会にも良い影響として波及していくのではないのかと思います。今の私にとっての課題は、これは外国人学校に行く選択をしても同じですが、就学前を親が大事に思わないと、あるいは地域が、そういう子達を大事にしないと、育っていかないのではないかと思ひ、義務教育の中で何かできることはないかと思っております。今日の議題と直接的には関係ないんですが、子供のことは、主題ではなくとも、いろんな所で絡んでいくと、本当に希望を持てる存在だと思っています。以上です。

(酒井会長)

ありがとうございました。かめりあ①の話をしたかったんですけど、やっぱり、それ以外にも重要な問題と考えていることが、たくさんありますようですので、かめりあ①につきましては、評価がよろしいようですので、広げることを、これからも努めていただきたいと思いますし、

委員の皆様方に、是非御協力いただきたいと思いますと思うところでもございました。
そのあと2件ばかり、土屋委員と、田中委員の方から、出た内容について、事務局の方から、もしお考え・感想等がありましたら、お話しただけたらと思います。

(坂本委員)

すみません。よろしいでしょうか。

(酒井会長)

はい、どうぞ。

(坂本委員)

かめりあ①以外の話でもよろしいということでしょうか。

(酒井会長)

そうですね、情報提供のことは、実は本当はやりたかった部分ですが、どうぞ御発言いただければいいですよ。どうぞ、お願いします。

(坂本委員)

では、別冊資料に戻りたいんですけれども。

18ページのところですが、コミュニケーションの支援のところ、取組2のところ、今後の在り方、あるべき姿というところで、「県内どこに住んでいても、希望する全ての外国人県民の生活に必要な、最低限の日本語を身につけることができる環境整備」というところは、非常に共感しておりますし、期待しているところであります。それと同時に、先ほど、高畑先生も仰っていましたが、各地域の日本語教育の現場にいる日本人の高齢化の問題がありまして、特に山間地域の担い手不足の問題もあります。

どこに住んでいても、というときに、その地域に限定した、その場に住んでいる方々の地域住民に、地域日本語教育に参加いただくということにこだわっていると、担い手不足のところ解消できないのではないかと考えています。

今、コロナ禍で、オンラインでの教育が、こうして普及してきたところでありますので、県内の手を挙げた人たちですね。例えば、昨年度から、浜松の天竜地区の地域日本語教室に本学の大学生たちが月に1回、オンラインでの日本語教育に関わらせていただいている、課題もありますけれども、それによって日本語教育が提供できるという実績も積んできました。その地域に住む外国人の方々に、その地域に居住する日本人の方々と交流をする、又は日本語教育するというにとどまらずに、もう少し広い地域から若い世代が参加できるようなオンラインの日本語教育というものを、考えていかれては、どうかと思いますが、その辺り、今後そのようなこと、検討なさるお考えがあるのか、お聞かせていただければと思います。

以上です。

(酒井会長)

ありがとうございます。議題の持っていき方が、あまりうまくなくて、あっち行ったり、こっち行ったりで恐縮ですけど。

今3点、委員の方から出て、意見を伺った段階で止まっておりますので、この3つについて、事務局からお話しただいて、今日の意見交換を一旦、終わらせたいと思っておりますので、事務局お願いできますでしょうか。

(市川部長)

危険回避、危ないというやつですね。

小学校で、別の部署で、私どもの部なんですけど、危(あぶ)トレという危ないトレーニングをやってまして、小学校に在籍していただけるお子さんでしたら、具体的に通学路とか、どういう危ないことがあって、これ逃げるんだよとか、危ないと思ったらこうしようというのは、かなりいろんな学校でやっておりますので、また御意見あったことは、実施してる方にしっかり伝えて、そちらの方でも、多文化共生の考えかたで、ちゃんと取り組むように、やっていきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

(河森理事)

田中委員から頂きました、就学前の子供の教育環境についてですけれども、就学前の教育が重要ということは、これは国籍に関係ない話だと思っております。

私も、かつて子ども未来課というところにおりまして、保育行政なんですけれども、保育所でもやっぱり教育をやっているということ。

それから、今、教育委員会では、幼稚園、保育所と小学校の連携というような取組もやっております、やはり学校に入る前からの子供の、いろいろ学ぶといっても、その学問を学ぶということだけじゃなくて、様々な体験、いろんなことを学ぶことが重要だという取組をやっている訳です。

外国人の子供に関して、外国人の子供たちも、日本の幼稚園、保育所にも通ってるお子さんたちもおりますので、そういった場面で特に今まで、外国人の子供の就学前教育について、議論をしたことがないのですけれども、日本語を学ぶという意味での、このプレスクールについての話題というのは、教育委員会とも時々話合いをしています。

そういう場面を使って、外国人の御家庭で、小さい子供さんを育てる中での課題への対応ということについて意見交換をしながら、今後の対応策について勉強したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それから、坂本委員に、今、計画の中で、日本語教育について、オンラインでの授業をとというようなお話を頂きました。

実は、ここに記載してあります、地域日本語教育につきましては、文化庁の方で、オンラインでの学ぶ機会といいますか、そういったツール、繋がる広がる日本語というものも用意されておりました、地域の日本人と外国人の方が集まっていたいただいて、交流しながら日本語を学ぶ場を作るといことも、もちろんですけれども、そういったオンラインのツールを使いながら学習することについても、この事業の中で取組を進めていきたいと思っております。

ただ、オンラインの学びについて、外国人の方に、一人で学べと言っても、なかなか難しいところがございますので、坂本委員が、学生さんたちが、そういった取組をしてくださってるというお話をいただきましたけれども、そういったオンラインでの学びの支援といいますか、そういうようなやり方についても、考えていきたいと思っております。

ありがとうございました。

(酒井会長)

ありがとうございました。それでは意見交換をここまでとしまして、北河委員のこの資料は、説明は無しでよろしいですか。

（北河委員）

はい。大丈夫です。

（酒井委員）

ありがとうございました。多少時間が残っておりますが、皆様方の意見、かなり具体的なものも含めてお聞きできたと思っておりますので、私どもは、これで終わらせていただいて、事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。

（事務局）

酒井会長をはじめ委員の皆様、御審議ありがとうございました。
閉会に当たりまして、河森理事から一言御挨拶申し上げます。

（河森理事）

皆様、それぞれの専門のお立場から、具体的な御意見いただきまして、どうもありがとうございました。

次期計画の策定に当たりましては、Withコロナを考慮した上で、4年後の多文化共生社会のあるべき姿の実現に向けて、必要な取組を、もれなく盛り込んでいきたいと考えております。

本日皆様から頂きました、御意見につきましては、計画への反映につきまして、事務局でしっかり対応してまいります。

また、委員の皆様は、本日の会議終了後に、計画の内容につきまして、何かお気づきのこと、あるいは今日言い忘れましたというようなことがございましたら、年末に予定しておりますパブリックコメント終了までは、御意見を伺うことができますので、是非、お教えてください。

本日はお忙しい中、ご議論ありがとうございました。

（事務局）

本日の議事の要旨につきましては、皆様に内容を御確認いただいた上で、正式なものを後日送付いたします。

以上をもちまして、令和3年度第2回静岡県多文化共生審議会を終了いたします。

なお、次回、次の審議会につきましては、来年、令和4年1月19日水曜日、開催を予定しております。

改めて文書にて御連絡いたしますので、御多用とは存じますが、出席をどうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。